

松山市テレワーク等導入支援補助金における中小企業等の範囲について

松山市テレワーク等導入支援補助金における中小企業等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 表第1の左欄に掲げる業種分類の区分に応じ、同表の右欄に掲げる要件に該当する者
- (2) 表第2の左欄に掲げる法人であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの

表第1

業種分類	要件
製造業，建設業，運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
サービス業（ソフトウェア業，情報処理サービス業及び旅館業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
ソフトウェア業，情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
その他業種	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主

備考 この表において「常時使用する従業員」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づき、あらかじめ解雇の予告を必要とする者をいう。

表第2

法人	要件
医療法人，社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
商工会，都道府県商工会連 合会，商工会議所	常時使用する従業員の数が100人以下の者
中小企業支援法（昭和38 年法律第147号）第2条 第1項第4号に規定する中 小企業団体	その主たる業種について別表第1の左欄に掲げる業 種分類の区分に応じ，同表の右欄に定める常時使用 する従業員の数以下の者
特別の法律によって設立さ れた組合又はその連合会	その主たる業種について別表第1の左欄に掲げる業 種分類の区分に応じ，同表の右欄に定める常時使用 する従業員の数以下の者
一般財団法人，公益財団法 人，一般社団法人，公益社 団法人	その主たる業種について別表第1の左欄に掲げる業 種分類の区分に応じ，同表の右欄に定める常時使用 する従業員の数以下の者
特定非営利活動法人	その主たる業種について別表第1の左欄に掲げる業 種分類の区分に応じ，同表の右欄に定める常時使用 する従業員の数以下の者

備考 この表において「常時使用する従業員」とは，労働基準法第20条の規定に基づき，あらかじめ解雇の予告を必要とする者をいう。